

## 商品概要説明書

リフォーム・空き家解体・無担保借換住宅ローン（三菱UFJニコス保証型）

（2019年10月1日現在）

商品名	リフォーム・空き家解体・無担保借換住宅ローン（三菱UFJニコス保証型）
ご利用 いただける方	<p>○お借入時の年齢が満20歳以上65歳未満でかつ、最終償還時の年齢が満72歳未満の方。</p> <p>○継続して安定した収入のある方。</p> <p>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金用途	<p>○①ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金、②空き家解体を目的とする資金、③他金融機関・信販会社等からお借入中の住宅ローンおよびリフォームローンのお借換資金、④お借換えに伴う諸費用、⑤お借換えとあわせた既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金、を対象とします。</p> <p>なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金用途に含めることができますものとします。</p> <p>（住宅関連設備の例）</p> <p>①門、塀、車庫、物置。</p> <p>②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。</p> <p>③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。</p> <p>④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。</p> <p>⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。</p> <p>⑥太陽光発電システム、オール電化、ガス給湯冷暖房システム、家庭用燃料電池システム</p> <p>⑦耐震改修工事費。</p> <p>⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。</p> <p>⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。</p> <p>⑩その他住宅本体以外のもの。</p>
借入金額	<p>○次の借入金額の範囲内でありかつ所要金額の範囲内とします。</p> <p>①既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および他金融機関・信販会社等からお借入中のリフォームローンのお借換資金については、10万円以上1,500万円以内、1万円単位とします。</p> <p>②空き家解体資金については、10万円以上500万円以内、1万円単位とします。</p> <p>③他金融機関・信販会社等からお借入中の住宅ローンのお借換資金およびお借換えとあわせた既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金については、10万円以上2,000万円以内、1万円単位とします。</p>

借入期間	<p>○①既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および他金融機関・信販会社等からお借入中のリフォームローンのお借換資金については、1年以上15年とします。</p> <p>②空き家解体資金については、1年以上10年以内とします。</p> <p>③他金融機関・信販会社等からお借入中の住宅ローンのお借換資金については、1年以上20年以内の範囲内で既存の住宅ローンの残存期間に3年を加算した期間を上限とします。</p> <p>なお、お借換えとあわせた既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金については、1年以上20年以内とします。</p>
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p><b>【固定金利選択型】</b></p> <p>当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、当J Aの店頭でお知らせいたします。</p> <p>固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。</p> <p>なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。</p> <p><b>【変動金利型】</b></p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（当J Aの個人向け長期変動貸出基準金利）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（当J Aの個人向け長期変動貸出基準金利）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○お借入利率には、年0.8～1.0%の保証料を含みます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>

返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。また、金利変更の都度ご返済額を見直す取扱いもご選択いただけます。</p>								
担保	○不要です。								
保証人	○当J Aが指定する保証機関（三菱UFJニコス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
手数料	<p>○下記の場合には、所定の手数料が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利の特約を選択される場合（お借入当初の固定金利の選択については、手数料は不要）</li> <li>・ご返済条件を変更される場合</li> <li>・お借入残高の一部または全額を期限前にご返済いただく場合</li> </ul> <p>※ 2019年2月8日以前にお申込みいただいたご契約につきましては、2019年3月25日以降、J Aネットバンクから一部繰上返済をお申込みいただけます。</p> <p>○詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>								
団体信用生命共済	<p>○当J A所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。なお、共済掛金は当J Aが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="523 1402 1334 1599" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体信用生命共済名</th> <th style="text-align: center;">加算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">団体信用生命共済（特約なし）</td> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td style="text-align: center;">J A所定利率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td style="text-align: center;">J A所定利率</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	J A所定利率	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	J A所定利率
団体信用生命共済名	加算率								
団体信用生命共済（特約なし）	なし								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	J A所定利率								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	J A所定利率								
9大疾病補償保険	<p>○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたってはお借入利率にJ A所定の利率が加算されます。</p> <p>○詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>								

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または <a href="#">当 J A 本店設置の苦情等受付窓口</a> にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記 <a href="#">当 J A 本店設置の苦情等受付窓口</a> または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知弁護士会（電話：052-203-1777）</p>
<p>その他</p>	<p>○既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および他金融機関・信販会社等からお借入中のリフォームローンのお借換資金については、インターネット上から仮審査をお申込みいただけます。</p> <p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>